

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月16日
【四半期会計期間】	第36期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	ワタミ株式会社
【英訳名】	WATAMI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼グループCEO 渡邊 美樹
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田一丁目1番3号
【電話番号】	03(5737)2288
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 兼 上席執行役員（海外事業本部長） 渡邊 将也
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田一丁目1番3号
【電話番号】	03(5737)2288
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 兼 上席執行役員（海外事業本部長） 渡邊 将也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 第1四半期連結 累計期間	第36期 第1四半期連結 累計期間	第35期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (百万円)	12,719	13,982	60,852
経常損失( ) (百万円)	3,550	1,182	8,171
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失( ) (百万円)	4,550	1,753	11,561
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,524	1,149	12,093
純資産額 (百万円)	9,863	14,277	3,396
総資産額 (百万円)	43,914	52,441	44,893
1株当たり四半期(当期)純損 失( ) (円)	115.53	43.40	292.66
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	21.9	26.8	7.1
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	3,412	2,786	4,320
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	523	668	3,408
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	6,728	10,912	11,638
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	13,766	22,518	14,880

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載していません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に向けての動きが加速する中で、更なる蔓延を抑制するために緊急事態宣言が再度発令されるなど、特に飲食業界における経済活動が大きく抑制された結果、引き続き厳しい状況で推移いたしました。また、国外におきましても、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う景気の減速懸念により、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループはこのような環境下においても、「地球上で一番たくさんのありがとうを集めるグループになろう」というグループスローガンのもと、各事業分野においてお客様のありがとうを集める活動を展開してまいりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

#### 国内外食事業

国内外食事業におきましては、18店舗の新規出店と4店舗の撤退を行い、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は445店舗となりました。新型コロナウイルス感染症を抑制するための緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の影響に伴う営業時間の制約等により、国内外食事業における売上高は2,859百万円（前年同期比130.2%）、セグメント損失は2,167百万円（前年同期は3,311百万円の損失）となりました。

#### 宅食事業

宅食事業におきましては、当第1四半期連結会計期間末の営業拠点数は531ヶ所となりました。調理済み商品の累計お届け数は15,383千食（前年同期比99.9%）となっております。調理済み商品のお届け数が前年並みとなりましたが、前連結会計年度より推進した工場再編等による経費削減効果もあり増収増益となっております。

その結果、宅食事業における売上高は9,273百万円（前年同期比104.2%）、セグメント利益は675百万円（前年同期比123.4%）となりました。

#### 海外外食事業

海外外食事業におきましては、1店舗の撤退を行い、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は48店舗となりました。ワクチン接種等により、新型コロナウイルス感染症の影響が減少しており、増収増益となっております。

その結果、海外外食事業における売上高は1,207百万円（前年同期比113.3%）、セグメント損失は24百万円（前年同期は323百万円の損失）となりました。

#### 環境事業

環境事業におきましては、電力小売事業を中心に展開しております。新規顧客の獲得もあり、売上高は456百万円（前年同期比99.5%）、セグメント利益は64百万円（前年同期比401.9%）となりました。

#### 農業

農業におきましては、有機農産物の生産、酪農畜産及び乳加工品製造を行っております。反収が前年同期比131.2%となり、売上高は164百万円（前年同期比177.5%）、セグメント損失は107百万円（前年同期は128百万円の損失）となりました。

当第1四半期連結累計期間における当社グループの成果は、宅食事業における増収が進む一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外食事業が低調に推移したことにより、売上高は13,982百万円（前年同期比109.9%）となり、営業損失は2,050百万円（前年同期は3,722百万円の損失）、経常損失は1,182百万円（前年同期は3,550百万円の損失）、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,753百万円（前年同期は4,550百万円の損失）となりました。なお、会計方針の変更として、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。詳細は「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を最も大きく受けている国内外食事業においては、新型コロナウイルス感染症の収束に向けての動きが加速する中で、更なる蔓延を抑制するために緊急事態宣言が再度発令されたことにより、酒類の提供停止や営業時間の短縮及びこれらに伴う店舗休業を余儀なくされ、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

この状況に対応するため、不採算店舗の撤退、賃料減額交渉や経費削減等により固定費削減を実施して売上規模縮小への耐性を引き続き強化するとともに、居酒屋業態から「焼肉の和民」への業態転換（当第1四半期連結会計期間末：24店舗）及びフランチャイズモデルによるテイクアウト・デリバリー主体の「から揚げの天才」の出店強化（当第1四半期連結会計期間末：105店舗）等により、成長基盤の整備を強力に進めました。

宅食事業においては、コロナ禍の外出自粛による宅配需要と健康意識の高まりに対応し、冷凍惣菜の販売による在宅勤務者などを対象にした拡販の実施、教育機関との事業協定締結等による子育て層を対象にした営業強化、テレビショッピング放映による広範囲にわたる購買層の宅食需要の取込の結果、食事宅配は1日当たりの食数が前年同期比102.7%の24万食に増え、業績が好調に推移しました。また、前連結会計年度における4工場の資産譲渡による生産性の向上による固定費削減効果が寄与しました。

なお、2021年7月には4回目となる緊急事態宣言が発令されており、解除時期や解除後の消費動向及び再度発令される可能性等は現時点で不透明ではあるものの、国内では新型コロナウイルスのワクチン接種が着実に進められている状況にあり、これに伴う消費者の行動様式の変化も見込まれております。当社グループでは、国内外食事業において前連結会計年度より推進している上述の固定費削減効果が当連結会計年度以降は通年で寄与することに加えて、テイクアウト・デリバリー業態の拡大、焼肉業態店舗への転換等による成長戦略を推進いたします。また、コロナ禍においても堅調に成長している宅食事業においてはナチュラルデリ等の冷凍惣菜の販売開始、大手乳飲料メーカーアイテムの販売開始と同社販売網の利用及びテレビショッピング放映での拡販効果が見込まれること等により継続的な成長を見込んでおります。以上により、新型コロナウイルス感染症の収束が進み飲食業界における経済活動が次第に正常化することに伴い業績は大幅に改善すると考えております。

## （2）財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末（以下「前期末」という。）比7,547百万円増加の52,441百万円となりました。流動資産は、優先株式の発行による現金預金の増加等により前期末比7,856百万円増加の35,261百万円となりました。固定資産は、前期末比308百万円減少の17,180百万円となりました。固定資産のうち有形固定資産は、新規出店及び国内の外食店舗設備等の減価償却費等により前期末比61百万円増加の9,505百万円となりました。無形固定資産は、ソフトウェアの取得及び償却等により前期末比189百万円増加の1,502百万円となりました。投資その他の資産は、差入保証金の減少等により前期末比560百万円減少の6,172百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の負債の合計は、前期末比3,333百万円減少の38,164百万円となりました。流動負債は、支払手形及び買掛金並びに未払金の減少等により前期末比1,905百万円減少の15,321百万円、固定負債は、長期借入金の返済等により前期末比1,428百万円減少の22,842百万円となりました。このうち有利子負債（短期借入金、長期借入金、社債及びリース債務の合計額）は、前期末比994百万円減少の25,611百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の純資産の部は、優先株式の発行等による資本剰余金12,000百万円の増加及び利益剰余金の減少1,721百万円等により、前期末比10,881百万円増加の14,277百万円となりました。優先株式の発行に伴い、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は26.8%と大きく改善するとともに、当座比率は199.8%及び流動比率は230.1%と一定の財務安全性の水準を確保しております。

## （3）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて7,637百万円増加し、22,518百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況については下記のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、2,786百万円（前年同期は3,412百万円の支出）となりました。主な内訳は税金等調整前四半期純損失が1,674百万円、未払金の減少額が887百万円、仕入債務の減少額が776百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は668百万円(前年同期は523百万円の支出)となりました。主な内訳は有形固定資産の取得による支出が540百万円、差入保証金の回収による収入が540百万円、資産除去債務の履行による支出が395百万円、無形固定資産の取得による支出が200百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果取得した資金は10,912百万円(前年同期は6,728百万円の収入)となりました。主な内訳は優先株式の発行による収入が12,000百万円、長期借入金の返済による支出が828百万円、ファイナンス・リース債務の返済による支出が259百万円であります。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で営業活動によるキャッシュ・フローは大きく減少しておりますが、「(1)経営成績の状況」に記載のとおり、前連結会計年度より推進した不採算店舗撤退、国内外食工場・宅食工場の統合・集約等による固定費の削減効果及び国内外食事業・宅食事業の確実な成長戦略の推進により、営業活動によるキャッシュ・フローの改善を見込んでおります。

なお、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業環境の急激な変化に対して手元流動性を確保するため、前連結会計年度における総額15,032百万円の追加借入に加え、当第1四半期連結累計期間においてD「B」飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合との間で株式投資契約書及び総株引受契約書を締結し、12,000百万円の優先株式の発行を実施しております。この結果、当第1四半期連結会計期間末に保有している現金及び預金28,420百万円は短期有利子負債(1年内償還予定の社債、短期借入金及び短期リース債務の合計額)6,583百万円を大きく上回る水準にあります。これらの施策により手元流動性が向上するとともに、調達した資金を成長戦略へ投資することにより、厳しい環境下においても確実な成長と業績の改善に取り組んで参ります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、D B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合との間で株式投資契約書及び総株引受契約書を締結し、D B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合を引受先として第三者割当の方法により、A種優先株式を発行することを決議いたしました。なお、2021年5月24日付で、当社及び本優先株式割当先との間で投資契約を締結しております。

#### 1．A種優先株式の発行の概要

(1) 払込期日	2021年6月28日
(2) 発行新株式数	優先株式 120株
(3) 発行価額	1株につき100,000,000円
(4) 調達資金の額	12,000,000,000円
(5) 発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき50,000,000円(注)
(6) 優先配当金	年率4.0%により計算されます。 優先配当金の額に達しないときはその不足額は翌事業年度以降に累積しますが、優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行いません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によりD B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合へ120株全てを割り当てます。
(8) その他	本A種優先株式は、普通株式への転換権を有しておりません。

(注) 発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えております。

#### 2．調達する資金の用途

焼肉事業等の加速による事業基盤強化を目的としております。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
第1種優先株式	50,000,000
A種優先株式	120
計(注)	100,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式100,000,000株、第1種優先株式50,000,000株、A種優先株式120株であり、合計では150,000,120株となりますが、発行可能株式総数は、100,000,000株とする旨定款に規定しております。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	42,684,880	42,684,880	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	120	120	非上場	単元株式数は1株であります。 (注)2
計	42,685,000	42,685,000	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」には、2021年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### 2. 株式の内容

A種優先株式の内容は以下のとおりです。

##### 1. A種優先株式に対する剰余金の配当

###### (1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。

###### (2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(期中配当)をすることができる。

###### (3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)及び第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき(以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(下記1.(5)において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。

(6) 非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者及び第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 残余財産分配額

基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。))と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本残余財産分配額」という。)とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得すると引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。



(2) 償還価額

基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。

（基本償還価額算式）

$$\text{基本償還価額} = 100,000,000\text{円} \times (1 + 0.04) m + n / 365$$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

（控除価額算式）

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.04) x + y / 365$$

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

東京都大田区羽田一丁目1番3号 ワタミ株式会社

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1) 強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 株式の併合又は分割

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金 残高(百万円)
2021年6月28日 (注)1	A種優先株式 120	普通株式 42,684,880 A種優先株式 120	6,000	10,910	6,000	11,502
2021年6月28日 (注)2	-	普通株式 42,684,880 A種優先株式 120	6,000	4,910	6,000	5,502

(注)1. A種優先株式 有償第三者割当

発行価格 100,000,000円

資本組入額 50,000,000円

割当先 D B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合

2. 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等) (注)1	普通株式 2,182,200	-	-
完全議決権株式(その他) (注)2	普通株式 40,397,900	403,979	-
単元未満株式 (注)3	普通株式 104,780	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	42,684,880	-	-
総株主の議決権	-	403,979	-

(注)1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2. 「議決権の数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式800株(議決権の数8個)が含まれております。

3. 「単元未満株式」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が35株含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ワタミ株式会社	東京都大田区羽田 一丁目1番3号	2,182,200	-	2,182,200	5.11
計	-	2,182,200	-	2,182,200	5.11

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	20,398	28,420
売掛金	2,541	-
売掛金及び契約資産	-	2,215
商品及び製品	372	379
仕掛品	39	66
原材料及び貯蔵品	423	402
その他	3,655	3,807
貸倒引当金	25	30
流動資産合計	27,405	35,261
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,923	5,897
機械装置及び運搬具	646	688
土地	334	336
リース資産	1,950	1,901
建設仮勘定	125	115
その他	464	566
有形固定資産合計	9,443	9,505
無形固定資産	1,312	1,502
投資その他の資産		
投資有価証券	147	145
差入保証金	5,861	5,331
投資固定資産	14	12
その他	816	821
貸倒引当金	107	138
投資その他の資産合計	6,732	6,172
固定資産合計	17,488	17,180
資産合計	44,893	52,441

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,544	2,777
1年内償還予定の社債	100	100
短期借入金	5,127	5,492
リース債務	1,015	991
未払金	4,290	3,153
未払法人税等	518	12
未払費用	1,596	1,510
賞与引当金	177	297
販売促進引当金	65	114
その他	789	871
流動負債合計	17,226	15,321
固定負債		
社債	250	250
長期借入金	18,066	16,874
リース債務	2,045	1,902
資産除去債務	2,201	2,026
その他	1,707	1,788
固定負債合計	24,271	22,842
負債合計	41,497	38,164
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,910	4,910
資本剰余金	5,502	17,502
利益剰余金	3,435	5,157
自己株式	3,436	3,436
株主資本合計	3,540	13,818
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9	8
為替換算調整勘定	372	242
その他の包括利益累計額合計	362	250
新株予約権	58	57
非支配株主持分	159	150
純資産合計	3,396	14,277
負債純資産合計	44,893	52,441

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	12,719	13,982
売上原価	6,411	6,782
売上総利益	6,308	7,199
販売費及び一般管理費	10,030	9,250
営業損失( )	3,722	2,050
営業外収益		
受取利息	8	13
設備賃貸収入	63	44
持分法による投資利益	-	15
協賛金収入	34	20
助成金収入	1,112	1,800
雑収入	121	134
営業外収益合計	339	1,030
営業外費用		
支払利息	66	80
設備賃貸費用	68	64
持分法による投資損失	1	-
雑損失	30	17
営業外費用合計	167	162
経常損失( )	3,550	1,182
特別損失		
固定資産除却損	107	13
減損損失	67	4
店舗臨時休業による損失	2,729	2,474
特別損失合計	904	491
税金等調整前四半期純損失( )	4,455	1,674
法人税、住民税及び事業税	105	86
法人税等調整額	2	1
法人税等合計	103	87
四半期純損失( )	4,558	1,762
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	7	8
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	4,550	1,753

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純損失( )	4,558	1,762
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	1
為替換算調整勘定	34	613
持分法適用会社に対する持分相当額	2	0
その他の包括利益合計	34	613
四半期包括利益	4,524	1,149
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,516	1,140
非支配株主に係る四半期包括利益	7	8



## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	4,455	1,674
減価償却費	584	509
減損損失	67	4
賞与引当金の増減額( は減少)	58	119
販売促進引当金の増減額( は減少)	19	48
受取利息及び受取配当金	8	13
支払利息	66	80
固定資産除却損	107	13
差入保証金償却額	8	43
預り金の増減額( は減少)	43	22
売上債権の増減額( は増加)	420	358
棚卸資産の増減額( は増加)	138	7
立替金の増減額( は増加)	12	36
未収入金の増減額( は増加)	72	93
仕入債務の増減額( は減少)	740	776
未払金の増減額( は減少)	588	887
未払費用の増減額( は減少)	337	99
未払消費税等の増減額( は減少)	32	7
店舗臨時休業による損失	729	474
その他	57	313
小計	2,709	1,959
利息及び配当金の受取額	0	11
利息の支払額	61	81
店舗臨時休業に伴う支払額	615	407
法人税等の支払額	27	349
法人税等の還付額	0	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,412	2,786
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	572	540
無形固定資産の取得による支出	29	200
資産除去債務の履行による支出	42	395
差入保証金の差入による支出	31	58
差入保証金の回収による収入	95	540
貸付けによる支出	-	27
貸付金の回収による収入	0	0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2	-
その他	59	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	523	668

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	7,000	-
長期借入れによる収入	530	-
長期借入金の返済による支出	471	828
株式の発行による収入	-	12,000
自己株式の取得による支出	0	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	240	259
配当金の支払額	91	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>6,728</b>	<b>10,912</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	17	180
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,774	7,637
現金及び現金同等物の期首残高	10,922	14,880
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	69	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	13,766	22,518

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間より、みの市民エネルギー株式会社の株式を譲渡したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主なものとして、当社の連結子会社であるワタミエナジー株式会社において、従来は顧客に対して検針日基準による収益の計上処理(毎月の検針日に確認した使用量に基づき収益を計上する処理)を行い、決算月に実施した検針日から決算日まで生じた収益は翌月の検針日に計上しておりましたが、決算月に実施した検針日から決算日まで生じた収益は「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第103-2項に基づいて見積り計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当第1四半期連結会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の収束時期等を正確に予測することは困難ではあるものの、ワクチン接種が着実に進められている状況において、当社グループは当連結会計年度の下期以降緩やかに回復基調に向かうと仮定し、事業計画に当該影響を織り込み、減損の兆候を識別し、減損の認識の判定及び測定における将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

これらの見積りに含まれている仮定に見直しが必要となるような経済環境等の重要な変更が生じた場合、当連結会計年度以降の連結財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

記載すべき事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 助成金収入の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置による政府及び各自治体からの雇用調整助成金等の金額であります。

2. 店舗臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの各種要請等を踏まえ、店舗の臨時休業を行いました。当該店舗の臨時休業期間中に発生した固定費(地代家賃・リース料・減価償却費等)を店舗臨時休業による損失として、特別損失に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金勘定	18,691百万円	28,420百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	4,925	5,901
現金及び現金同等物	13,766	22,518

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月28日 定時株主総会	普通株式	98	2.5	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

記載すべき事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

2021年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、A種優先株式120株を発行し、2021年6月28日付で第三者割当増資の払込みを受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,000百万円増加いたしました。同日付で資本金及び資本準備金をそれぞれ6,000百万円減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。この結果、当第1四半期連結会計期間末において資本剰余金が17,502百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	国内 外食	宅食	海外 外食	環境	農業	計				
売上高										
外部顧客への売上高	2,196	8,900	1,065	458	92	12,713	5	12,719	-	12,719
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3	-	-	104	23	130	-	130	130	-
計	2,199	8,900	1,065	562	116	12,844	5	12,850	130	12,719
セグメント利益又は 損失( )	3,311	547	323	15	128	3,199	9	3,208	513	3,722

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、農業テーマパーク事業及び労働者派遣事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の  
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,208
全社費用(注)	513
その他の調整額	-
四半期連結損益計算書の営業損失( )	3,722

(注) 全社費用は、主にグループ全体の管理業務に係る費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「国内外食」セグメントにおいて、撤退予定等の店舗資産に係る減損損失67百万円を計上しており  
ます。

なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては67百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

記載すべき事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

記載すべき事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	国内 外食	宅食	海外 外食	環境	農業	計				
売上高										
日本	2,822	9,273	-	530	190	12,817	20	12,838	100	12,738
東南アジア	-	-	1,207	-	-	1,207	-	1,207	0	1,207
米国	36	-	-	-	-	36	-	36	-	36
顧客との契約から 生じる収益	2,859	9,273	1,207	530	190	14,061	20	14,082	100	13,982
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,859	9,273	1,207	456	164	13,961	20	13,982	-	13,982
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	74	25	100	0	100	100	-
計	2,859	9,273	1,207	530	190	14,061	20	14,082	100	13,982
セグメント利益又は 損失( )	2,167	675	24	64	107	1,559	45	1,605	445	2,050

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、農業テーマパーク事業及び労働者派遣事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,605
全社費用(注)	445
その他の調整額	-
四半期連結損益計算書の営業損失( )	2,050

(注) 全社費用は、主にグループ全体の管理業務に係る費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

撤退予定等の店舗資産に係る減損損失を「国内外食」セグメントにおいて1百万円、「海外外食」セグメントにおいて3百万円、それぞれ計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては4百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

記載すべき事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

記載すべき事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失 ( )	115円53銭	43円40銭
( 算定上の基礎 )		
親会社株主に帰属する四半期純損失 ( ) ( 百万円 )	4,550	1,753
普通株主に帰属しない金額 ( 百万円 )	-	3
( うち優先配当額 ( 百万円 ) )	(-)	(3)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失 ( ) ( 百万円 )	4,550	1,757
普通株式の期中平均株式数 ( 千株 )	39,382	40,502
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要		

( 注 ) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失  
であるため、記載しておりません。

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年 8月12日

ワタミ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福島 啓之 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているワタミ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ワタミ株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。